



休日窓口サービスを実施します

住所変更等に関する休日受付窓口を開設します。ぜひご利用ください。取扱いできる業務を確認のうえ、お越しくください。

◎開庁日時 3月30日(日)、4月6日(日) 9:00～13:00

◎開庁場所 市役所本庁

■市民課 (☎ 82-1140)

- ・各種証明書の交付：住民票の写し、戸籍謄本・抄本 等
- ・印鑑登録の受付、印鑑登録証明書の発行
- ・住民異動届の受付：転入・転出、転居、世帯変更 等
- ・戸籍届書の受付：婚姻、離婚、出生、死亡、養子縁組 等
- ・マイナンバーカードに関する手続き（住民異動に関する手続きに限る）

■子育て支援課 (☎ 82-1175)

- ・児童手当、児童扶養手当、福祉医療費助成の申請

■学校教育課 (☎ 82-1202)

- ・就学に関する届出

※他機関への照会が必要なものは、取扱いできません。



関企画課 (☎ 82-1130)



令和6年度総合経済対策支援給付金・子育て世帯への加算給付金

①住民税非課税世帯支援給付金

◎対象世帯 基準日(令和6年12月13日)に山陽小野田市の住民基本台帳に記載されている人で、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯

※市町村民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみで構成される世帯および租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない人を含む世帯は対象外となります。

◎給付額 1世帯あたり3万円
(1世帯1回限り)

◎発送日 3月中旬ごろ(予定)

◎申請期限 令和7年7月31日(休)

◎申請方法 ①「支給のお知らせ」が届いた人は原則申請不要

※口座変更や受取を拒否される場合は、手続きが必要です。

②「確認書」が届いた人は、必要事項を記入し、通帳またはキャッシュカードおよび本人確認書類のコピーを添付して提出してください。

②子育て世帯支援給付金(①に加算)

◎対象世帯 ①の給付金の対象となる世帯のうち、18歳以下の児童(平成18年4月2日生まれ以降)がいる世帯
※令和6年12月13日以降に生まれた児童についても対象となる場合があります。

◎給付額 児童1人あたり2万円
(1人1回限り)

詳しくは市ホームページをご覧ください。



【注意事項】住民税非課税世帯に対する給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

関・国社会福祉課 (☎ 82-1174)